

公立大学法人横浜市立大学改革推進会議規程

制 定 令和 5 年 3 月 1 日 規程第 9 号
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 26 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学経営審議会規程第4条及び横浜市立大学教育研究審議会規程第4条に基づき設置する公立大学法人横浜市立大学改革推進会議（以下「改革推進会議」という。）に関する必要な事項を定める。

(役割)

第2条 改革推進会議は、以下に掲げる事項のうち、公立大学法人横浜市立大学の経営改革に資するものについて審議等を行う。

- (1) 外部資金・产学連携に関する事項
- (2) 学部・研究科のあり方に関する事項
- (3) 抱点等のあり方に関する事項
- (4) 経営改善に関する事項
- (5) 附属病院及び附属市民総合医療センターに関する事項
- (6) その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 改革推進会議は次に掲げるものを委員として組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長（学長）
- (3) 副理事長
- (4) 理事（公立大学法人横浜市立大学定款第12条第2項に定める法人の職員でない理事を除く。）
- (5) 理事長が指名する教職員

第4条 改革推進会議の議長は、理事長又は理事長が指名する者をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認める者を、オブザーバーとして出席させることができる。

2 第3条の規定に関わらず、議長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(開催)

第6条 改革推進会議は必要の都度議長が招集する。

(プロジェクト)

第7条 議長は第2条第1項各号に定める事項について、具体的な検討を進めるため、下部組織として各案件を専門に検討するための「プロジェクト」を、改革推進会議の議決を経て設置することができる。

(庶務)

第8条 改革推進会議に関する庶務は、総務部企画財務課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、改革推進会議の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和5年規程第9号）

この規程は令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第25号）

この規程は令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第26号）

この規程は令和7年4月1日から施行する。